

# 第二次柏崎市子ども読書活動推進計画

## かしわざき子ども読書プラン(概要)

柏崎市教育委員会

子どもたちが読書に親しむことは、健やかな成長や生きる力につながります。本を読むことで、子どもは言葉や文字を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにします。第一次計画で掲げた基本方針を引き継ぎ、第二次柏崎市子ども読書活動推進計画「かしわざき子ども読書プラン」を策定しました。さらなる子ども読書活動を推進するための施策の方向性や取組を示します。

### 1 計画の目標

#### (1) 読書習慣の形成

子どもが自主的に読書をする習慣の形成を目指します。

#### (2) 読書環境の整備

家庭、地域、保育園・認定こども園・幼稚園、学校及び図書館を始めとした公共教育機関などそれぞれの場面において発達段階ごとの子どもを取り巻く読書環境の整備を目指します。

### 2 基本方針

#### (1) 自主的な読書活動の推進

子どもたちの読書機会を増やすには、子ども自身が読書活動の楽しさや意義を知ることが大切です。それには、子どもが日常のなかで自主的に読書活動に取り組めるようにすることが必要です。

日常生活の中で子どもが自ら読書に親しみ、習慣となるよう子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進します。

#### (2) 読書機会の提供と諸条件の整備

0歳から18歳に至るまで発達段階に応じて、子どもが生活の中で自主的に読書活動を行うことができる環境を整えることが重要です。

家庭、地域、保育園・認定こども園・幼稚園、学校及び図書館等がそれぞれ独自に、又は相互に連携・協力して子どもの読書活動の推進が図られるような読書機会の提供とその取組に必要な諸条件の整備に努めます。

#### (3) 読書活動推進に関する啓発活動の促進

乳幼児期における読み聞かせの大切さを保護者等に伝え、子どもたちに読書の楽しさや意義を理解してもらうための啓発活動は、子どもの自主的な読書活動を推進するために重要です。

「絵本で子育て」や「家庭読書」を始め、子どもの読書活動につながる取組を進めるための啓発活動を関連機関や施設等が連携・協力しながら促進します。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に基づき作成する計画です。

「柏崎市第五次総合計画」を始め、「第三次柏崎市生涯学習推進計画」及び「柏崎市教育大綱」などとの整合を図ります。

## 4 計画の対象

本計画の対象は、おおむね18歳までの子どもとするが、取り組みの主体は、保護者をはじめ、読書ボランティア及び読書に関わるすべての市民とします。

## 5 計画の期間

令和2(2020)年4月1日から令和7(2025)年3月31日までの5年間とします。

## 6 読書活動の内容

本計画における「読書活動」とは、「本を読む」のみならず、「読み聞かせを聴く」、「図書館から本を借りる」、「読書後に感想文などを書く」、「調べるために本、雑誌、学習漫画、新聞、インターネットを活用する」とします。

## 7 施策

- (1) 「絵本で子育て」の推進(継続・充実)
- (2) 「家庭読書(家読)」の普及・定着(継続・新規)
- (3) 児童図書うちどくの整備と利用促進(継続)
- (4) 読書ボランティアの養成、研修、紹介・仲介及び活用(継続)
- (5) 読書関係職員研修の充実(継続)
- (6) 学校図書管理システム導入の研究・検討(継続)
- (7) 学校図書館担当職員(学校司書等)の配置検討と学校読書支援員による巡回支援(継続・充実)
- (8) 学校図書館の施設及び資料整備の充実(継続)
- (9) 子ども読書活動の広報・啓発(継続)



以上の施策を関連する教育や行政機関のみならず、家庭、読書ボランティア等の読書関係団体、地区コミュニティ協議会や子ども会等の地域組織、あるいは民間書店等が、それぞれ独自に、時には連携しながら取り組み、柏崎市全体で子どもの読書推進を図ります。

## 8 推進体制

市役所内の読書に係る課等で組織した「かしわざき子ども読書プラン推進会議」(以下「推進会議」という。)において、本計画に掲げた各施策の情報交換や協議等を行い推進します。また、推進会議の招集、協議のとりまとめ等の事務業務は、図書館で行います。

## 9 進行管理

本計画は年度ごとの進行管理を行い、実施状況は図書館協議会で毎年報告します。同協議会は、家庭教育、社会教育、学校教育、地域の読書ボランティア関係者等で構成されており、各分野における様々な観点からチェックを行い、計画推進に関する意見等を推進会議に反映させていきます。